

令和7年度「鳥獣害防止対策強調月間」実施要領

1 目 的

野生鳥獣による農作物等被害について広く意識啓発を図り、被害防止対策を促進するため、10月を「鳥獣害防止対策強調月間」に定め、各市町、関係機関・団体等と連携して各種取り組みを実施し、鳥獣害防止対策への意識の高揚を図る。

2 内 容

(1) 鳥獣害対策の普及啓発（鳥獣害対策に関する資材・パネル等の展示）

◆農林水産参観デー

時期：10月1日（水）～2日（木）

場所：愛媛県農林水産研究所・果樹研究センター

内容：被害防止対策パネルによる啓発、防護柵・捕獲資機材等の展示

時期：10月29日（水）

場所：愛媛県みかん研究所

内容：被害防止対策パネルによる啓発、防護柵・捕獲資機材等の展示

(2) 愛媛県鳥獣害対策指導者育成研修会

（四国地域野生鳥獣対策ネットワーク現地検討会）

時期：10月20日（月）～21日（火）

場所：徳島市内（室内検討会）、三好市内（現地研修）

内容：ICT等の新技術を活用した取組事例について、テーマに係る現地研修

(3) 有害鳥獣捕獲の強化（県・市町による連携捕獲）

時期：10月

場所：県内市町（松前町を除く）、高知県、徳島県、香川県

内容：県内市町、四国4県と連携し、イノシシやニホンジカの捕獲を集中的に実施

(4) 集落ぐるみの鳥獣害対策の促進（県・市町連携による集落見回り活動）

時期：10月

場所：県下13地区

内容：県の普及指導員、市町担当者、地元JA及び集落の関係者等が連携して集落内の見回りによる被害の現状や防護柵、わなの設置状況の点検、加害獣の痕跡確認、集落点検地図の作成等を行い、集落の実情に即した防護・捕獲体制の見直し支援等、集落ぐるみで鳥獣害対策に取り組む機運を醸成